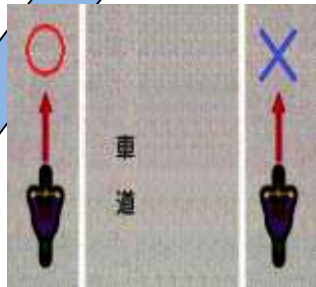


自転車の通行ルール

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

② 車道は左側を通行



③ 路側帯は左側を通行

④ 歩道通行が可能な場合

◎ 標識・標示があるとき



自転車及び歩行者専用標識 普通自転車歩道通行可標示

◎ 児童、幼児、70歳以上の方、身体に障害がある方が運転するとき

◎ 安全確保の為やむを得ないとき

※ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

⑤ 信号に従って通行



⑥ 自転車横断帯により横断



横断歩道・自転車横断帯標識



⑦ 横断歩道の通行方法

歩行者の通行を妨げない場合、自転車に乗ったまま通行することができます

